

千木町細則 (申合事項)

平成26年4月13日
定期総会承認

(会費の徴収)

第1項 会費の徴収方法について次の通りとする。

- 1 会費は、1世帯1,000円とし、世帯毎に毎月徴収、半年徴収、1年徴収のいずれかを選択して徴収する。但し、生活困窮者でその会費を納めることが困難と認められる者は、それを軽減することができる。
- 2 特殊経費については会議にはかり、その都度徴収する。
- 3 賛助会員土地（農耕地を除く）所有者（使用者も含む）については経費の一部を徴収する。（千木町りの部法人も含む）
- 4 アパートの生活者の掛金は半分とする。
- 5 アパートの会費は家主が責任を持って徴収する。
- 6 班長は会費を取りまとめの上、会計部長宅まで持参する。

(役員選考委員会)

第2項 役員及び理事・班長・やるまい会会長・千寿会会長・子ども会（地区）委員
千坂消防分団千木班班長

(役員を選出)

第3項 役員（町会長、副長会長、副長会長兼事務局長、会計）以外の役員の選出は次の通りとする。

- 1 理事は前（町会長、副長会長、副長会長兼事務局長、会計）を含めて町会長が選出する。
- 2 班長は各班において1名選出する。

第4項

役員（町会長、副長会長、副長会長兼事務局長、会計）の選出が困難なとき選出投票を行う。

- 1 投票による場合は、2月に選出投票を行ない最高得票者は、絶対受けなければならない。但し、正当な理由が認められた場合は次点者へ繰り上げとする。又同点の場合は年長者に決める。
- 2 投票は、1世帯1票とし、開票は選考委員会で行う。
- 3 投票による場合の候補者は、町会名簿から3月31日現在、満40歳以上満70歳未満の会員を記載する。
- 4 本会の執行部職と農業生産組合執行部職との兼職はできないものとする。
- 5 生産組合・町会の直前の執行部の方を候補者名簿より除外する。
- 6 70歳以上のご家庭で若い人が同居していない場合本人の申し出により班長職免除出来る。免除願いは当番の年、町会長に申し出るものとする。

(報酬手当)

第5項 役員の報酬手当は次の通りとする。

町会長	80,000円	副町会長	60,000円	副長会長（兼）事務局長	60,000円
会計部長	60,000円	会計監事	3,000円	連絡員	36,000円
神社総代	50,000円				

(人夫賃)

第6項 人夫については次の通りとする。

- 1 人夫賃は1日 5,500円
- 2 1日の労働時間は8時間とする。
- 3 労働時間の延長又は短縮の場合は各班長の見計らいにより人夫賃を増減するものとする。

(会務の分担)

第7項 町会は会務を分担するため、次の部を設ける。

- 1 公民部 (役員選考委員長)
- 2 環境部
- 3 クリーション部
- 4 自主防災部長
- 5 地域安全パトロール隊員

(部長職務)

第8項 前条による事業内容は執行部の指示に従い次の通りにする。

- 1 公民部長は役員選出に関する具体的計画と実施。
- 2 環境部長は生活環境に関する見回りとその対策処理。
- 3 クリーション部長は町民の親睦を図るための具体的計画と実施。
- 4 自主防災部長は地域を守る防災力の強化を図る具体的計画と実施。
- 5 学童の通学時における安全を図るための見回りとその対策。

(町内の清掃)

第9項 町内清掃(生活排水路等を含む)は金沢市クリーンキャンペーンに呼応し実施する。但し、必要が生じた場合臨時に実施するものとする。

(除雪区間)

第10項 降雪状況により除雪する区間は次の通りとする。

- 1 町周辺の市道、鈴木靖浩宅前から北宅前まで。
- 2 橋野宅前から千木病院まで。
- 3 山越前から千木町会館前～千木大橋までに通じる市道。
- 4 千木町交差点までの通学路及び、バス停付近の歩道。
- 5 9班から15班の生活道路。
- 6 その他必要と認められる箇所。

第11項 千木町会館、日吉の森公園運営及び管理のために運営委員及び管理責任者を置く。

- 1 運営委員 町会長、副町会長、会計、会員及び班長3名
- 2 運営のための規約は、千木町会館・日吉の森公園管理規定によるものとする。

(樹木の伐採)

第12項 道路に接近する宅地等の樹木は適宜伐採し車など通行に支障のないようにすること。

(助成金)

第13項 町会は町内の各団体へ次の助成金を支給する。

千木消防班	100,000円	千寿会	80,000円
千木町子供会	70,000円	やるまい会	100,000円

(役員選考委員会)

第14項 役員及び理事・班長・やるまい会会長・千寿会会長・子ども会(地区)委員
千坂消防分団千木班班長

(役員を選出)

第15項 役員(町会長、副長会長、副長会長(兼)事務局長、会計)以外の役員を選出は次の通りとする。

- 1 理事は前町会長、副長会長、副長会長(兼)事務局長、会計を含めて町会長が選出する。
- 2 班長は各班において1名選出する。

(葬儀)

第16項 会員に不幸があった場合次の通り行う。

- 1 町会長に連絡する。
- 2 町会長は各家庭(町会員)にお知らせする。
- 3 1軒につき5千円を香典として支給する。
- 4 町会長は中陰に出席しない。